

社会福祉法人 豊心会 実費弁償規程

第1条 この規定は、次にあげる会の出席者に対して実費弁償する。
豊心会 理事会
豊心会 評議委員会
豊心会 選任・解任委員会
その他法人並びに施設運営に関して理事長が認めた会並び研修

第2条 前条に規定する実費弁償の額は、別表に規定する額とする。

第3条 第1条に規定する者であって、他から旅費等の支給を受ける者は、この規定に定める実費は弁償しない。

附 則

1. この規定は、平成10年11月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

日 当		旅 費	
1日	1会議(2時間以内)	4km以内	4km以上
6,000円	5,000円	無 償	バス代等実費